

一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー、一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の許可申請等に係る法令試験の実施要領

一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー、一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）の許可申請等に係る当該事業の遂行に必要な法令の知識の有無の審査において実施する法令試験（以下「試験」という。）の実施要領を下記のとおり定める。

記

1. 試験対象者

一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー、一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）に係る次の申請者本人を対象とする。ただし、申請者が法人である場合は、許可又は認可後に当該事業に専従する役員を対象とする。

- ・新規許可申請者
- ・譲渡譲受認可申請の譲受人（当該事業の既存事業者は除く。）
- ・合併又は分割認可申請の存続する事業者（当該事業の既存事業者は除く。）
- ・相続認可申請の相続人

2. 試験の実施日時及び場所

許可又は認可申請書を受理した日以降、適宜実施する。

なお、試験実施予定日の7日前までに実施日時、場所等を申請者あて通知する。

3. 受験者の確認等

試験当日の開始前に、当該申請に係る受験者が申請者本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員）であることを運転免許証等の提示により確認する。

4. 試験の実施方法

筆記試験により実施する。

5. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題範囲 以下のとおり
- ①道路運送法
 - ②道路運送法施行令
 - ③道路運送法施行規則
 - ④旅客自動車運送事業運輸規則
 - ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
 - ⑥自動車事故報告規則
 - ⑦その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
- (2) 設問方式 ○×方式及び語群選択方式とする。
- (3) 出題数 30問(○×方式25問、語群選択方式5問)とする。
- (4) 合格基準 正解率80%以上の成績とする。
合格基準に達しない場合には、後日再試験を実施する。
- (5) 試験時間 40分とする。
- (6) その他
- ①自動車六法等の持ち込みを可とする。
 - ②試験当日、受験者に筆記用具の他、運転免許証、パスポート、健康保険証等本人であることが確認できるものを持参させることとする。

付則 この要領は、平成25年11月1日以降当局管内において受付けた申請から適用する。

一般旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシー除く。)の許可申請等に係る法令試験の実施要領は廃止する。